2017年12月４日

各　位

会 社 名　　オリンパス株式会社
代表者名　　代表取締役社長執行役員　笹　宏行
（コード：7733、東証第１部）
問合せ先　　広報・ＩＲ部長　　櫻井　隆明
（TEL.　03-3340-2111㈹）

（開示事項の経過）自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

（会社法第165条第２項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）

2017年11月24日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第165条第２項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」にて公表いたしました自己株式の取得期間の詳細が本日下記の通り確定しましたので、お知らせいたします。

記

１．取得期間

（新）2017年12月13日（水）から2018年１月31日（水）まで

（旧）本売出しに係る売出価格等決定日（2017年12月４日（月）から2017年12月７日（木）までの間のいずれかの日）に応じて定まる本売出しの受渡期日の翌営業日（売出価格等決定日の７営業日後の日）から2018年１月31日（水）まで

（注）本日公表の「売出価格等の決定に関するお知らせ」に記載のとおり、当社株式の売出価格等が本日（2017年12月４日）に決定したことに伴い、本自己株式取得の取得期間の詳細が確定したものです。

（ご参考）2017年11月24日開催の取締役会において決議した自己株式の取得に関する内容

（１）	取得する株式の種類	当社普通株式
（２）	取得する株式の総数	1,491,100株を上限とする （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.44%）
（３）	株式の取得価額の総額	70億円を上限とする
（４）	取得期間	本売出しに係る売出価格等決定日（2017年12月４日（月）から2017年12月７日（木）までの間のいずれかの日）に応じて定まる本売出しの受渡期日の翌営業日（売出価格等決定日の７営業日後の日）から2018年１月31日（水）まで
（５）	取得方法	株式会社東京証券取引所における市場買付け

（注）１．市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない場合があります。
２．本売出しが中止となった場合には、自己株式の取得は中止いたします。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式取得に係る事項の決定に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。